

J-クレジットのオリジナル名称「富士山J-クレジット」の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、J-クレジットのオリジナル名称である「富士山J-クレジット」（以下、「富士山J-クレジット」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活用)

第2条 「富士山J-クレジット」は、富士山麓地域（富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町、以下「富士山麓4市1町」という。）から創出されたJ-クレジットについて、更なる高付加価値化と当該地域の脱炭素の取組の一層の周知のため活用するものとする。

2 前項の目的を達成するために、御殿場市（企画課）に「富士山J-クレジット」名称使用等に関する事務局（以下、「事務局」という。）を置くものとする。

(使用者の資格要件)

第3条 「富士山J-クレジット」の名称を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 創出されたJ-クレジットが森林由来方法論に基づくJ-クレジットであること。
- (2) 富士山麓4市1町の行政区内で創出されるJ-クレジットであること。
- (3) 「富士山J-クレジット」の名称を使用することについて、地権者やプロジェクト協働実施者等の関係者が同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、「富士山J-クレジット」の名称を使用することができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団員（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき。
- (3) 法人その他の団体であって、その役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

(使用の範囲)

第4条 使用者は、創出したJ-クレジットの販売及び広報・情報発信等に利活用するため、

「富士山J-クレジット」の名称を使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、「富士山J-クレジット」の名称を使用してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想等のために利用すると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事務局が不適当と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 「富士山J-クレジット」の名称を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめLoGoフォームにて事務局に使用申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が広報のために使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の用に使用するとき。
- (3) その他、事務局が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第6条 事務局は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を確認し、使用を可と認めたときは、「富士山J-クレジット」名称使用承認書（様式第1号。以下「承認書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により承認書の通知を受けた申請者（以下「使用承認者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認の範囲内において使用すること。
- (2) 「富士山J-クレジット」の名称使用を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第8条 「富士山J-クレジット」の名称使用料は、無料とする。

(承認の取消し等)

第9条 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、承認を取り消し、又は「富士山J-クレジット」の名称の使用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
 - (2) 使用承認者が第3条に規定する資格要件を満たしていないとき。
 - (3) 使用承認者が第4条に規定する使用の範囲を超えて使用したとき。
 - (4) 使用承認者が第7条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、使用承認者がこの規程に反して「富士山J-クレジット」の名称を使用したとき。
- 2 事務局は、前項の規定により承認を取り消し、又は「富士山J-クレジット」の名称の使用を中止したときは、「富士山J-クレジット」の名称使用承認取消等通知書（様式第2号）により当該使用承認者に通知するとともに、「富士山J-クレジット」の名称を使用した物品等の回収、撤去を求める等必要な措置を講じることができる。
- 3 事務局は、第5条の規定による承認を受けずに「富士山J-クレジット」の名称を使用している者に対し、「富士山J-クレジット」の名称を使用した物品等の回収、撤去を求める等必要な措置を講じることができる。
- 4 前3項の規定により生じた損害及び回収等に要した経費については、当該「富士山J-クレジット」の名称を使用した者が負担する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局及び関係自治体が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

第号
年月日

「富士山J-クレジット」名称使用承認書

（氏名又は法人等の名称）

（代表者氏名） 様

「富士山J-クレジット」名称使用等に関する事務局

（御殿場市企画課）

年月日付けで申請のありました「富士山J-クレジット」名称使用について、下記とおり承認したので通知します。

記

1 申請の内容

| 承認番号 | 第号 |
|------------|----|
| プロジェクト番号 | |
| プロジェクト実施場所 | |
| 適用方法論 | |
| 特記事項 | |

2 遵守事項

- (1) 申請及び承認の範囲内において使用すること。
- (2) 「富士山J-クレジット」の名称使用を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

様式第2号（第9条関係）

第号
年月日

「富士山J-クレジット」名称使用承認取消等通知書

（氏名又は法人等の名称）

（代表者氏名） 様

「富士山J-クレジット」名称使用等に関する事務局

（御殿場市企画課）

年月日付け 第号で承認した「富士山J-クレジット」名称使用について、下記とおり承認を取消（中止）しますので、J-クレジットのオリジナル名称「富士山J-クレジット」の取扱いに関する基準第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消（中止）の理由

2 連絡事項

（※）承認取消等により生じた損害および回収等に要した経費については、「富士山J-クレジット」の名称を使用した者の負担となります。